

平成 29 年 4 月 1 日

## 社会福祉法人敬愛会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 2. 内 容

目標 1 : 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり最低年間 5 日以上、法人全体で平均年間 10 日以上とする。

#### 〈対 策〉

- ・平成 29 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・平成 30 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ・平成 30 年 10 月～ 法人内広報誌などでキャンペーンを行う

目標 2 : 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を継続して実施する。

#### 〈対 策〉

- ・平成 29 年 5 月～ 法人内広報誌などによる職員への参観日実施についての周知
- ・平成 29 年 7 月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討
- ・平成 30 年 4 月～ 検討会の設置